

## 【別添】新旧対照表

### (1) 構造改革特別区域計画

新	旧
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>現在の産業構造は第三次産業にウエイトが高くなってきており、中でも特に、情報技術関連産業にシフトしてきている傾向が伺え、それに伴い、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報技術関連産業ばかりか、第三次産業や第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。</p> <p>また、前項の特性でも述べたように、本市は、「テレトピア高松構想推進事業」や「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進しており、加えて、産業の高度化と活性化、それに伴う雇用機会の拡大に努めるため、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設の誘致を推進するとともに、市内林町にある香川インテリジェントパークには「科学技術研究センター」、「新規産業創出支援センター」、「高温高圧流体技術研究所」、「香川産業頭脳化センター」や「香川大学工学部」等の公的拠点施設が整備され、その周辺の先端技術の研究開発を行う民間研究所などとの産学官の集積効果を最大限に活かし、新たな産業構造も形成されつつある。</p> <p>本市には、技術・工学部系の人材教育・育成機関として、香川大学工学部、高松工業高等専門学校、高松工芸高等学校が、さらには、技術系の専門学校も設置されており、多数の卒業生を輩出しているが、IT関連職業の求人数は多く、量的にはいまだに不足している状況にある。</p> <p>以上のような状況から、本市では、プログラマーやシステムエンジニア技術者資格である「<u>初級システムアドミニストレータ試験</u>」及び「<u>基本情報技術者試験</u>」に係る特例措置を申請することにより、人材育成を積極的に行うとともに、地域経済・技術の活性化を図るうえで大きな意義がある。</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>現在の産業構造は第三次産業にウエイトが高くなってきており、中でも特に、情報技術関連産業にシフトしてきている傾向が伺え、それに伴い、情報通信技術に関する知識・技能を有する人材は、情報技術関連産業ばかりか、第三次産業や第二次・第一次産業においても不可欠な存在となっている。</p> <p>また、前項の特性でも述べたように、本市は、「テレトピア高松構想推進事業」や「ハイビジョン・シティ構想推進事業」等を通し、高度情報化を推進しており、加えて、産業の高度化と活性化、それに伴う雇用機会の拡大に努めるため、高松市先端技術工場等立地促進条例に基づき、本市に先端技術工場や高度情報処理事業所、試験研究施設の誘致を推進するとともに、市内林町にある香川インテリジェントパークには「科学技術研究センター」、「新規産業創出支援センター」、「高温高圧流体技術研究所」、「香川産業頭脳化センター」や「香川大学工学部」等の公的拠点施設が整備され、その周辺の先端技術の研究開発を行う民間研究所などとの産学官の集積効果を最大限に活かし、新たな産業構造も形成されつつある。</p> <p>本市には、技術・工学部系の人材教育・育成機関として、香川大学工学部、高松工業高等専門学校、高松工芸高等学校が、さらには、技術系の専門学校も設置されており、多数の卒業生を輩出しているが、IT関連職業の求人数は多く、量的にはいまだに不足している状況にある。</p> <p>以上のような状況から、本市では、<u>今回の特例措置を活用し</u>プログラマーやシステムエンジニア技術者資格の「<u>基本情報技術</u>」の資格取得の特例措置を申請することにより、人材育成を積極的に行なうとともに、地域経済・技術の活性化を図るうえで大きな意義がある。</p>

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>今回の構造改革特別区域の申請は、本市の地域産業の情報化・活性化を目標とし、そのためのリーダー的人材の育成を目指すものである。</p> <p>人材の育成</p> <p>今回申請の特例措置により、<u>初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、それに伴い合格者が増加することが見込まれる。</u></p> <p>地域産業の活性化</p> <p>情報処理技術者資格を取得した人材が地域に多数存在することにより、企業の希望する資格取得者の人材確保が容易になることから、地場企業の競争力の向上と、これらの企業の中から新たな情報通信技術を活用した事業の創造が想定される。</p> <p>交流人口の増大と地域の活性化</p> <p>構造改革特別区域の申請に伴い、特例措置の適用となった場合、本市内の講座を受講することから、市外・県外からも学生・社会人の流入が想定され、交流人口の増大と、地域産業のみならず地域全体の活性化にも繋がるものと考えられる。</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>今回の構造改革特別区域の申請は、本市の地域産業の情報化・活性化を目標とし、そのためのリーダー的人材の育成を目指すものである。</p> <p>人材の育成</p> <p>今回申請の特例措置により、基本情報技術者試験の午前試験が免除になれば、受験者の負担が軽減され、それに伴い合格者が増加することが見込まれる。</p> <p>地域産業の活性化</p> <p>基本情報技術者資格を取得した人材が地域に多数存在することにより、企業の希望する資格取得者の人材確保が容易になることから、地場企業の競争力の向上と、これらの企業の中から新たな情報通信技術を活用した事業の創造が想定される。</p> <p>交流人口の増大と地域の活性化</p> <p>構造改革特別区域の申請に伴い、特例措置の適用となった場合、本市内の講座を受講することから、市外・県外からも学生・社会人の流入が想定され、交流人口の増大と、地域産業のみならず地域全体の活性化にも繋がるものと考えられる。</p>
<p>8 特定事業の名称</p> <p><u>1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p>1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p>

## (2) 別紙

新	旧
<p>別紙 1</p> <p>1 特定事業の名称 <u>1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1) 講座の開設者 <u>ハロー！パソコン教室太田校</u> <u>所在地：香川県高松市太田上町898-1</u></p> <p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>日本CIW普及育成協議会(JACC)</u> <u>所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7江原ビル5F</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>「初級システムアドミニストレータ試験講座」(CIW併用コース)</u> <u>別添資料1のとおり</u> <u>当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(2) 修了認定の基準</u></p> <p><u>ア 民間資格を取得するための試験である「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</u></p> <p><u>ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p><u>ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p><u>エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p><u>オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。</u></p>	

新

旧

## (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ

新

旧

(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング

新

旧

(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー —
		3	拡張言語テクノロジー —

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

新	旧
<p>別紙 <u>2 - 1</u></p> <p>1 特定事業の名称  1 1 3 2 ( 1 1 4 4 )  修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  <u>( 1 ) 講座の開設者</u>  <u>ハロー！パソコン教室太田校</u>  所在地：香川県高松市太田上町 8 9 8 - 1  <u>( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者</u>  <u>日本C I W普及育成協議会 ( J A C C )</u>  所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル5F</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日  <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p>4 特定事業の内容  ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  <u>「基本情報技術者試験講座」( C I W併用コース )</u>  <u>別添資料 2 - 1 のとおり</u>  <u>当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称  修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業  1 1 3 2 ( 1 1 4 4 )</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  <u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ(香川県高松市番町 2 - 4 - 1 4 )</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日  <u>計画認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容  ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <u>基本情報技術者講座 別添資料 1 - 1</u>  <u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ</u> </div> </p>



新	旧
<p>(2) 修了認定の基準</p> <p>ア <u>民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p>イ <u>有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会（JACC）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)イの規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p>	<p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者のうち修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>【各校が定める出席率】</u></p> <p><u>専門学校 穴吹コンピュータカレッジ 当該講座の8割以上</u></p> <p><u>専門学校穴吹コンピュータカレッジにおいて、平成17年4月11日から平成17年7月31日または、平成16年4月12日から平成16年7月31日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論基礎講座」、「アルゴリズム基礎講座」、「システム開発基礎講座」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料1-2講座を履修することにより、当該講座を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。（平成17年4月以前入学生）別添資料1-2参照</u></p>

新	旧
<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>ア <u>修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p>ウ <u>修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p>エ <u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p>オ <u>講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。</u></p>	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用し、また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>

新

旧

## (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ

新

旧

(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング

新

旧

(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー —
		3	拡張言語テクノロジー —

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は、基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになり、受験者の負担軽減、受験機会の増加を促進し、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また、講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本市に集まることにもつながり、IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するものと考えられる。

現時点では、当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は、本申請の事業主体1団体であるが、今後、希望する団体がある場合には、特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。

新	旧
<p>別紙 2 - 2</p> <p>1 特定事業の名称  <u>1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  <u>( 1 ) 講座の開設者</u>  <u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ</u>  <u>所在地：香川県高松市番町 2 - 4 - 1 4</u>  <u>学校法人 朋友学園 四国総合ビジネ専門学校</u>  <u>所在地：香川県高松市松並町 1 0 2 6 番地 1</u>  <u>( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者</u>  <u>株式会社サーティファイ</u>  <u>所在地：東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 A K ビル</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日  <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p>4 特定事業の内容  <u>( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u>  <u>以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構( I P A )に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u>  <u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ</u>  <u>情報処理試験併用講座 別添資料 2 - 2 のとおり</u>  <u>学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校</u>  <u>基本情報技術者講座( 情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併用コース ) 別添資料 2 - 2 のとおり</u></p>	

新	旧
<p data-bbox="145 199 421 231"><u>(2) 修了認定の基準</u></p> <p data-bbox="277 247 1008 279"><u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ</u></p> <p data-bbox="250 290 1104 478"><u>情報処理試験併用講座については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <p data-bbox="250 486 1104 790"><u>また、専門学校穴吹コンピュータカレッジにおいて、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者に対し、または、その中で、平成18年4月から実施されている情報処理試験併用講座を履修している者に対し、情報処理試験併用講座の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを情報処理試験併用講座において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p data-bbox="250 798 1104 1021"><u>有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p data-bbox="277 1045 896 1077"><u>学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校</u></p> <p data-bbox="250 1088 1104 1311"><u>基本情報技術者講座(情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p>	

新	旧
<p>また、<u>四国総合ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格した者に対し、または、その中で、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）を履修している者に対し、基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース）において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、（3）の規定により、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>（3）修了認定に係る試験の実施方法</u></p> <p><u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹コンピュータカレッジ</u></p> <p><u>修了認定に係る試験のうち、情報処理試験併用講座については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p><u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。</u></p>	



新	旧
<p><u>試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。情報処理試験併用講座について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p><u>なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。</u></p> <p><u>学校法人 朋友学園 四国総合ビジネス専門学校</u></p> <p><u>修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験２級併用コース）については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p><u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に２回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。</u></p> <p><u>試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。基本情報技術者講座（情報処理科/サーティファイ・情報処理技術者能力試験２級併用コース）について、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。</u></p> <p><u>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u>  <u>資格名称：情報処理技術者能力認定試験（２級）</u>  <u>試験科目：情報処理技術者能力認定試験（２級第１部）</u>  <u>当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり</u></p>	

新		旧
サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1 情報の基礎理論		
	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	—
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	—
	計算量と情報量	—
2 データ情報とアルゴリズム		
	データ構造、アルゴリズムの基礎	—
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法	—
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	—
3 ハードウェア		
	半導体と集積回路	—
	プロセッサ、動作原理	—
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	—
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	—
	コンピュータの種類と特徴	—
4 基本ソフトウェア		
	OSの種類と構成	—
	プロセス管理、割込み制御	—
	主記憶管理、仮想記憶	—
	入出力制御、ジョブ管理	—
	ファイル管理、障害管理	—
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	—
	ミドルウェア	—

新		旧
5 システム構成と方式		
	システム構成方式、処理形態	—
	システム性能、信頼性	—
	応用システム	—
6 システム開発と運用		
	プログラム構造、制御構造	—
	プログラム言語、言語処理系	—
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	—
	開発手法、設計手法、テスト手法	—
	開発環境と開発管理	—
	システムの環境整備、運用管理	—
	システムの保守	—
7 ネットワーク技術		
	プロトコルと伝送制御	—
	符号化と伝送制御	—
	LAN とインターネット	—
	電気通信サービス	—
	ネットワーク性能	—
	伝送媒体、通信装置	—
	ネットワークソフト	—
8 データベース技術		
	データベースモデル	—
	データの分析・正規化	—
	データ操作	—
	データベース言語、SQL の利用	—
	DBMS の機能と特徴	—
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）	—
	分散データベース	—

新		旧
9 セキュリティ		
	セキュリティ対策	—
	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	—
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
	ガイドライン	—
10 標準化		
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	—
	データの標準化	—
	標準化組織	—
11 情報化と経営		
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	—
	情報化戦略（業務改善など）	—
	財務会計（会計基準、財務諸表など）	
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
	IE分析手法、管理図	—
	確率と統計	—
	最適化問題、意志決定理論	—
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）	—
	関連法規（情報通信、知的財産権）	—
	関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	

新

旧

12 表現能力

発表技術

文章の書き方

マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。